

地方分権のための三位一体改革に関する緊急提言

昨年8月、地方六団体は、政府からの要請を受けて、多くの議論の末に、約3.2兆円の国庫補助負担金改革案を提出したが、その結果、税源移譲に結びついたものは、暫定措置である義務教育費を除けば、地方案の1割にも満たない。約3兆円の税源移譲のうち約8割が決定されたというが、義務教育費の暫定措置、地方案で除外した国民健康保険や過去の改革分を含めており、地方案はほとんど実現されていない。

本年5月、政府内で、歳出カットにより地方一般財源を4.3兆円削減するという国の財政再建のみを優先した提案がなされたが、これは地方の警察費と消防費の合計にほぼ相当し、住民生活を支える地方行政の役割を考慮しておらず、容認できないものである。

地方六団体は、7月に「国庫補助負担金等に関する改革案（第2次案）」をとりまとめ、提出したところであり、国においては、約3兆円の税源移譲を地方案に沿った形で確実に実現し、さらに、第2期改革を含め真の地方分権改革が進められるよう、下記の事項の実現を強く求める。

記

1 税制の改革について

- (1) 所得税から個人住民税へ概ね3兆円の税源移譲を確実に実施すること。また、税源移譲の前後で、所得税と個人住民税を合わせた個々の納税者の負担の均衡がとれるよう適切な措置を講じること。
- (2) 第2期改革は、国税と地方税の配分を1：1にし、国と地方のあるべき税制度を構築するために行うこととし、そのための道筋を明らかにすること。
- (3) 税源移譲を進める際には、個人住民税所得割の一部を客観的な指標で各団体に帰属させる「共同所得割」とするなど、地方分権時代にふさわしい税制の導入を進めること。

2 国庫補助負担金の改革について

- (1) 第1期改革のうち未決定の部分については、「国庫補助負担金等に関する改革案（第2次案）」に沿って行うとともに、義務教育費国庫負担金は暫定措置を廃止し、中学校分について税源移譲すること。
- (2) 生活保護費等の負担率の引下げや国庫補助金等のスリム化は、単なる地方への負担転嫁であるため行わないこと。
- (3) 国庫補助金等の交付金化は、国・地方の行政改革につながらないことから、あくまで国庫補助金等を廃止して税源移譲を行うこと。

3 地方交付税の改革について

- (1) 地方交付税の財源調整機能および財源保障機能を引き続き堅持することを明確にし、地方交付税を削減することなく、平成18年度はもとより19年度以降についても必要額を全て確保すること。
- (2) 財政力の弱い地方団体に対しては、交付税機能の強化など適切な対応を図ること。
- (3) 地方財政計画と決算の乖離については、住民の行政ニーズに的確に対応していけるよう、投資的経費と一般行政経費との同時一体的な規模是正を図ること。

4 地方分権改革の進め方について

「国と地方の協議の場」を今後定期的に開催し、これを制度化すること。

平成17年9月16日

福井県自治体代表者会議

福井県知事	西川	一誠
福井県議会議長	松崎	晃治
福井県市長会会長	酒井	哲夫
福井県市議会議長会会長	木村	市助
福井県町村会会長	今井	理一
福井県町村議会議長会会長	寺下	貢